

第四十八回 参議院 農林水産委員会 會議録 第八号

昭和四十年三月九日(火曜日)

午前十時四十五分開会

出席者は左のとおり。

委員長 仲原 善一君

理事 田中 啓一君

森 八三三君

山崎 齊君

矢山 有作君

渡辺 勤吉君

青田源太郎君

北口 龍徳君

野知 浩之君

藤野 繁雄君

堀本 宜実君

森部 隆輔君

大河原 一次君

北村 暢君

戸叶 武君

北條 儀八君

高山 恒雄君

委員

政府委員

農林政務次官

農林省農林経済局長

事務局側

常任委員会専門員

説明員

農林省農林経済局消費経済課長

鈴木 一美君

宮出 秀雄君

会内閣提出、衆議院送付(継続案件)

○委員長(仲原善一君) ただいまから委員会を開きます。

食料品総合小売市場管理法を議題とし、前回に引き続き質疑を行なうことにいたします。

質疑のおありの方は、御発言を願います。森部君。

○森部隆輔君 すわったままお尋ねしたいと思いますが、第一にお尋ねしたいことは、今回御提案になりました総合小売市場管理法、いわゆる小売りという流通過程においては一番末端であるその末端だけをいじって、はたして流通全般のいわゆる基本的改善というものが行なわれると思われるか。その基本の考え方をひとつ最初に承りたいと思います。

○政府委員(久宗高君) 御指摘のとおり、この法案そのものは小売り段階を規定しているものでございしますが、御承知のように、昭和三十八年の七月に、例の生鮮食料品流通改善対策要綱というものを閣議決定いたしました。それに基づきまして、生産から消費に至る一連の総合施策をやって

おるわけでございます。この点につきましては、たびたび本委員会におきましても、生産部面ないしは中間過程におきましても、御説明しておりますので、省略いたしますが、私どもといたしましては、生鮮食料品の問題を扱います場合に、やはり基本的には、生産から全分野にわたりますして一貫した総合的な施策が必要だと思っております。ただ、一着現在まで手のついてお

りませんのは、小売り段階でございます。特に毎度冬季節になりました価格問題が、年末を控えてやかましくなります場合に、いつも小売り、特に小売りのマージンが問題になりまして、さような点から、この分野につきましているいろいろ検討し

てみますと、やはり根本的には、小売り業の構造と申しますか、構造的な欠陥がございまして、さような点から直ちに卸売り値段をそのまま反映しにくいといったような問題もあるわけでありまして、

で、長期的に考えました場合に、価格の安定という、低位安定という点から見ましても、やはり構造改善の、やや長期の施策なんでありまして、構造改善の、やや長期の施策なんでありまして、構造改善の、やや長期の施策なんでありまして、

ないか、また、合わせて価格安定の効果を得たいということ、また、ここで出ておられるのは小売り段階だけでございますが、全体の関連

といたしましては、先ほど申し上げました閣議決定の線に沿いましてその一環として取り上げて

るわけでございます。

○森部隆輔君 この総合市場が適正価格を形成するの非常に役立つということは、たとえ設備に要する資金を政府が、あるいは地方公共団体が支出するとか、あるいは補助金を出すとか、そういうような何と申しますか、一般の小売り業者と違つた恩典とでもいふべきものがあるために、その適正価格の形成というものができるのであるか、この総合市場、いわゆるスーパーマーケットをなせつくらなければならなかつたか、そのことについてもう少し具体的に説明していただきたい。

○政府委員(久宗高君) いま、最初に概要を申し上げますけれども、もちろん総合小売り市場につきましても、価格の適正化ということがもちろん一つの目的でございますが、それと関連いたしまして、もう少し長期の考え方で構造改善のモデルを示したいという気持ち強いわけでござい

ます。したがって、かりにそのようなモデルは、一般の方々がモデルとしてみて手の届かないような形で置かれたのでは意味がないわけでござ

います。したがって、私どもといたしまし

ては、すでにたびたび御説明しておりますように、たとえば小売り商の方が何人かお集まりになつて、共同化した、あるいは御承知のスーパー的なものを設けたいというような場合には、五人以上のそういう計画に對しまして、中小企業庁のほうにおきまして特別の資金を用意しているわけでござい

ますが、どうもみておりますと、なかなか構造改善に踏み切っていけませんし、踏み切りがにくいということ、必ずしもこれが伸びていない。そこで、今回このように形でモデルを示しまして、その実績をごらんになりまして、決心がつかば、もともと小売り商の個々の方も非常に合理化を希望しておりますので、資金として用意がござい

ますのでそれに乗っていただくということを考えているわけでございます。そこで、そのようなモデルをみて、実際になさりたいという場合のいわば可能性と、この総合市場の運営とが比較できるような形のもの、全くほとんど等質のものである必要があるわけでござい

ます。さような意味におきまして、この市場に入りましたために特別な恩典を与えるという考え方はないわけでござい

ます。具体的に申しますと、中小企業設備近代化のほうの資金でござい

ますと、ある種の施設につきましても無利子の金が借りられるわけでござい

ますが、もちろん施設の全部ではござい

ませんが、大体概算してみますと、他の施設を含めまして、その無利子の部分を合わせますと、大体七分

五厘くらいのものであるわけでござい

ます。そこで、私どもその総合小売り市場の組み立てを計算いたします場合に、それと同じような形になるよ

うに、特別な恩典がこれの中に与えられることのないような形で、たとえば入居料という

ようなものにつきましても算定をいたしまして、組み立てをいたしておるわけでござい

ます。そういういたしま

せ

んと、これは全く高ねの花ということになつては無意味でございますので、そういうようなことを考へております。

なお、価格につきましては、このような施設につきまして引き下げが可能になるわけでございませぬが、これは特別な補助金があるからというのではなくして、やはりこういう施設を利用することによりまして、近代的な経営によりまして合理化部分と、また、仕入れの大量化といったようなものとの関連におきまして、この経営のすぐれている点から引き下げ余力が出てくるということをお願いしておるわけでございます。

○森部陸輔君 人口千万人といわれておるこの大都市に二十万所ということになれば、約五十万前後の人口に一方所の割合になると思つております。はたしてそれで、総合市場で物価安定に寄与できるかどうか、私に相当な疑問を持っておりますが、これに対する御見解はどうですか。

○政府委員(久宗高君) 先ほど申しましたように、この施策が、むしろ、物価問題を考えますと、やや長期的な構想になるかと思つております。そこで、たとへば東京でもって二十万所というふうなものを入れて、直ちにそれで価格をいきなり下げ得るかどうか、全体の価格を、こういう点は短兵急な期待は私は無理だろつと思つてございませぬが、ただ、このような施設がございませぬことによりまして価格それ自体の波及的効果というものを考えられませぬと同時に、もう少し大きなねらいを申し上げれば、先ほど申しましたような、長期的な構造改善に非常な情熱のある小売り業の方が、比較的手にさようなモデルがあつて、また自分たちのお住まいの地区内での具体的な運営も見て、そして構造改善に踏み切つていかれる、そういう波及的効果、これは非常に大きく期待してよろしいのではないかと思つてございませぬ。もちろん、こういう物価の上下の非常に激しい時期でございますので、相当、特殊な時期に価格が非常に上がりだすといったような場合に、この新しいスーパーが、その合理的な経営によりまして、特

別にダンピングするわけでもないし、また、非常に高価格にいきなり追随するわけではなく、その安定的なモデルを示していくということも期待できるわけでございませぬので、若干短期なものも含めまして、ねらいをいたしましたしては、やはり長期的な構造改善によりまして、価格のもつと広い意味の、広い層の合理化の基盤になることをねらつておるわけでございませぬ。

○森部陸輔君 さっきの答えのうちに、入居者に対しては特別な恩典を与えるつもりはない、私はこういうふうな承知したんですが、この土地のいわゆる選定といひますか、獲得、それから建物に対する、設備等のいわゆる補助金あるいは出資あるいは運営上の資金、運転資金等、これに対しては、あるいは融資をする、これら幾多の恩典があると思つております。私、普通のものよりか恩恵があると思つておりますが、入居者が支払うべき家賃に相当するような賃借料、賃貸料といひますか、借りるほうからいへば賃借料ですが、それは普通の固定資本に対する利子あるいは建物に対する維持管理費あるいは償却等も見て、普通のいわゆる相場場で貸すのですか、その算定の基準はどういうふうにお考えおられますか。

○政府委員(久宗高君) この入居業者のお払いいただきます入居料でございますが、これはいま御指摘のございましたような要素を全部組み入れても、もちろん計算するわけでございませぬ。ただ、ねらいをいたしましたしては、一般の方が小売店店舗をかりに開いておられて、それがどのくらいの家賃と申しますか、そういうものを払つておられるか、これをやはり頭に置いて考える必要があると思つております。私どもの計算では、若干時期がずれておりますので少し動きがあるかと思つてございませぬ。大体三千元をちょっと切れる程度ではないかと考へておるわけでございませぬ。月でございますと。そこで、このスーパーマーケットにおきましては坪当たり四千元という数字を一応頭に置いておられます。これは大体一般の方の場合に三千元ということをお考へておりますが、この場合には非常

に有利な施設を使つていただくことになりませぬので、その有利な施設を使うことによりませぬ分がほぼ千円というふうな考へまして、これを積み重ねますと大体四千円になるわけでございませぬ。したがひまして、ベースをいたしましたしては、一般の方の普通お払いになる家賃というものに根拠を置きますして、それに新たにこういうような特別な施設を使うことによる恩典をさらにそれに加えたというわけでございませぬ。これを加えませんと、先ほど申しました比較から申しますと、不公平になるというふうな考へましたので、そういうものを加えましては千四百円の水準を一応使用料として考へておるわけでございませぬ。

○森部陸輔君 そうすると、こういうふうな了解していいですか。結局入居者の支払うべき入居料といひますか、家賃といひますか、これは普通の相場、決して他のものが借りた場合における賃借料と同じようなもので、特別な恩典はないのだ、こういうことにお考えおられますか。

○政府委員(久宗高君) 考へ方としてはさやうでございます。内訳的に申しますと、土地、建物でございます。具体的に数字で申しますと、土地、建物としましては、予定しておりますのは三千八百九十九円でございます。そのうち、土地建物相当分が二千九百二十五円、それからその他の諸設備の相当分が九百七十四円、大体七五％が土地建物相当分、その他が二五％ということになります。これを割りますと、生鮮食品部門と非生鮮食品部門では若干違ひますが、総合いたしましたと、大体四千円見当ということでございます。繰り返して申しますように、この考へ方は、一般の方のお借りになるものに対して、それが特別に安い使用料と、そういうことならさう言つてもできるであろうということのないようにいたしましたというわけでございませぬ。

されるものと思つておりますが、結局、それらの入居者はどうなるのですか。そのスーパーマーケットのうちに住宅も移して、そこにもいわゆる住居として住むのですか、あるいは通勤をすることが原則であるか、さらに、それらの人がやはり従来のとおりのところに、従来の店はそのままやはり存続してやるということになるのですか、どういふことなのか、具体的に。

○政府委員(久宗高君) これはいろいろなケースがあり得ると思つております。普通、私どもで予想しておりますのは、影響範囲が一番濃密な地域と申しますと、大体半径五百メートルというふうな考へておるわけでございませぬ。スーパーを中心としたしまして。したがつて、その一番影響の強いところの方がお入りになることを頭では一応予想しておるわけでございませぬが、実際にはさやうな形にならないで、その区域より、もっと離れたところからお入りになる場合もあると思つております。そこで、もう店を全部たたんでしまつて、全部こちらに入つてしまつて、住居も入りたいたいという方もあり得ると思つてございませぬが、ここでは法律の二十二条の第二項に、そういう規定がございませぬけれども、こういう施設につきまして、スーパーマーケットの施設と関連いたしましたして、いわゆるばき住宅でございますね、ああいうものも相関連して措置することができるようになつておりますので、住居ごとに入れてしまつてしまつて、そういう便宜があるわけでございませぬ。なお、お店を残されて、別の形で残しておきたいという方もあり得ると思つてございませぬが、それはやはりお入りになる方の判断でございませぬ。どちらでも、お通いになつてもよろしいし、あるいは住居ごとこちらにお入りになるということも考へられますし、あるいは店を一部残されるという場合もあり得ると思つております。そのいかなる場合におきましても、私どももいたしましては、かりに住宅ごと入りたいたいとお話であれば、これも付属の施設の中にお入りになることもできるといふふうな理解しております。

○森部隆輔君 それではこのスーパーマーケットで取り扱う生鮮食料品、なかんずく青果物は従来のとおり、たとえば築地なり、あるいは神田なり、こういうような従来の中央市場から仲買人を通じてとる、品物を入れる、それを売らせる、これが原則ですか。産地の生産者の団体、豊協とかその他の生産者の団体から直接とること、もありませんか、そういうことは考えませんか。

○政府委員(久宗高君) 扱ってありますこの生鮮食料品の種類によって違ふと思うのでございますが、全般的に申し上げますと、やはり生鮮食料品の実態から見まして、現在の段階ではやはり何と申しましても、大量に荷が集まりまして、そうして価格もそこできまり、そうして相当種類がそろふということになりますと、どうしてもやはり中央卸売市場というものが本来、こういう生鮮食料品については要るからあるわけでございます。スーパーができたからといって中央卸売市場が要らないという問題ではございません。当然原則といたしましては、中央卸売市場を通しまして、その正規の形で荷が分けられると思ひます。これは、アメリカのように相当消費のほうの段階が組織だつておりまして、あるいはスーパーが非常に普及いたしておりますところでは、数字的に見ますと、約七割から八割近いものが依然として中央卸売市場を通して行なわれておるわけでございます。私もそれが現在の包装その他の関係から申しまして、輸送その他のいろいろ諸条件を考へてみました場合に、やはり中央卸売市場、生鮮食料品というものは中央卸売市場という機能を通して行つた方が一番実態に則して効率的であるかと考へておるわけでございます。ただ特殊な品物につきましては、中央卸売市場で扱っておりませんとか、あるいはある種の生鮮食料品について、ある時期、ある商品につきましては、生産者のほうが相当組織だつておりますので、その時期ならば直接送つたほうがよろしいという品物もあるわけでございます。そういうものにつきましては、直接これから仕入れるということもあり得

るわけでございます。しかし、それは非常に特定の商品と、特定の時期に限られた問題でございます。全体の年間の運営から申しますれば、これはあくまでもやはり中央卸売市場のごやつかいにならなければいけないわけでございます。一部、中央卸売市場の御関係のほうの方で、これを抜きにしてやるのではないかとというような御不安があるようでございますけれども、さようなことは全然考へられないと思ひます。

○森部隆輔君 それでは肉類は別として、一応青果物のごときは従来の青果物市場、これから仲買人を入れて買ひ入れる、それが原則、特殊の場合にあるいは産地から直接生産者あるいは生産者の団体から例外的にとる場合もあり得ると、こういうふうな理解してよろしゅうございませうか。

○政府委員(久宗高君) さようでございます。○森部隆輔君 この中央市場で、スーパーマーケットではたして適正な価格というものが、まあ一般の小売り価格というものが適正化されるということが、はたして具体的にいつてどういう形に於いて、またどういふ働きによって實際上できるものですかね。その点まだはつきり、少し理解しにくい点があります。どういふふうにお考えになりますか。

○政府委員(久宗高君) 総合小売り市場によりまして販売価格をどういふふうに適正化していくかという問題でございますが、まず第一に、経営方式の近代化、それから次に、仕入れの方法の合理化ということ、それをねらつていけるのではないかと、またどういふふうにお考えになりますか。考へ方といたしましては、価格の水準につきましても、このようなモデル的な効果をねらうものでございませぬので、まだ広くばらまいておるものではないかと、また他に對抗しまして非常にダンピングするといふようなことを必ずしも意圖したものでございませぬし、またムード的に全般に急に不当に高くなつていくものに対しましては、それに

位安定を目的として、価格の水準を考へておつたらよろしいのではないかとというのが基本的な考え方でございます。また、いわば標準的な価格というものを設けてまして、これによりまして価格の適正化をはかつてまいりたいということなんでございます。それが可能かどうかという問題もよくお尋ねがあるわけでございますが、いま私どもで計算上考へておりますのは、先に申しました経営方式の近代化の關係でほぼ六〇程度、これはセルフサービスでございますとか、あるいはチュエックアウトでございますとか、総合的なレイアウトをよくするといたつたような一連の近代的な経営をそこに採用することによりまして、人件費とか、いろいろな経費の節減もできますし、売り上げの増加あるいは商品管理の合理化といったものでいろいろはじてみまして、ほぼこれが六〇程度の計数が出てくるわけでございます。

それから仕入につきましても、経営規模の拡大によりまして、やはり市場間で共同仕入れをするといふようなことも考へられますので、また、仲買人のほうから買ひ上げます場合にも、そういう規模が拡大することによりまして、若干有利な取引も可能であるといふふうにお考えられますので、そのほうの数字をはじてみますと、それがほぼ四〇程度見込めるのではないかと。そこで、一割程度引き下げがほぼ可能であるといふことを申し上げておきますのは、そういうものを根拠にして申し上げているわけでございます。もちろんこれはその段階ですぐ引き下げのものがよろしいのかどうかといふような問題につきましては、全般の情勢をならみ合わせまして、また、審議会におきましてもこの辺のところをよく御相談のりまして、一般的な価格決定の基準をきめてまいりたい。ただその場合に、余力としてはどのくらい下げ得るだろうかといふことは、もちろんめんどしが必要でございますので、私どももいたしまして

体の価格の、店舗間の動きなり動向なりを見まして、どの程度に小売り市場のほうで打ち出したらいいかということや日々必要があればきめてまいりたいといふふうにお考えしております。

○森部隆輔君 管理会が指導する、またはこの業務の一部を行なう、こういうようなことが示されておりますが、大體管理会の役員というものは、公務員に準じて、公務員同様に刑法上のつまり対象にもなるようになっておりますが、こういうような役人みたいなもので、はたしてその運営がうまくいくものでしょうか。とかく役人の商売というものはうまくいかぬ例が相当多いのですか、どういふいわゆる確信を持っておられるのですか、お尋ねしたいと思ひます。

○政府委員(久宗高君) どうもこの法律の名前が非常に悪うございまして、官製スーパーといふふうにならざるを得ないと思ひますが、たびたび御説明いたしましたように、管理会そのものが商売をするのじゃないのでございまして、これはもちろんおわかりだと思ひますが、せつかくお尋ねでございますので、この機会に特にはつきりいたしておきたいと思ひます。管理会そのものが商売するのではなくて、管理会が用意いたしました施設をばらして、そこで、そこにお入りになりました入居業者が、これは経営の主体でございます。ただ、こういうふうな流通革命と言われるような過程でございますので、非常にいろいろな要素が激変しておりますので、私どももいたしましては、さような場合に相当なエキスパートが、いわばコンサルタント的に経営の御相談のつてしかるべきような大きな変革の時期ではないかといふふうにお考えをしております。繰り返して申しますように、ここでの運営は、あくまでそこにお入りになりました小売り業者の長年の経験なり専門的な知識なりが活用されて、それが自主的に盛り上がつて問題をきめていくわけでございますが、先ほど申しましたような相当大きな流通革命と言われるような時期でございますか、あ

るいは仕入れにも大きな変化にきておりますので、さような問題につきまして、専門家が経営コンサルタントの後見的な御指導に当たるといふことは必要なことだろうと、こう考えておるわけでございます。したがって、私どももいたしましては、いわゆる官製スーパーと言われるのが一番困るわけでございます。とにかく管理会が経営をするのでなくて、あくまでそれは後見的なコンサルタントとしての役割りを果たすものというふうな御理解をいただきたいと思うわけでございます。

○森部陸輔君 それでは適正な価格が総合市場の設置、運営によって解決できるということになれば、少なくとも相当消費者一般市民は深い関心を寄せるでしょうが、他の周辺の、従来から青果物あるいは魚肉あるいは一般の肉類を売っている同業者に、あるいは相当な影響が有形無形にあると思うのですが、何かこの法案に対する御説明のうちには、急激な、他の中小企業、中小業者等と摩擦を避けるというふうなことが書いてあります。実際は、相当の間の摩擦というか、かなり周辺の小売業者にいろいろ悪い影響を与えて、それがために多少混乱といいますが、そういう事態が起こるようなことは考えられませんか。

○政府委員(久宗高君) 二つのねらいがございます。一つは、価格の適正化という点と、それから合理化のモデルという点があるわけでございまして、二つの要求をまとめて同時に満足しなければならぬわけでございますが、私どももいたしましては、これができる場合ほどの程度に影響があるか、相当時間をかけて、関係の方にもいろいろ伺いながら吟味をいたしたわけであります。影響範囲で一番強いのは、そういう方たちの、専門家のいろいろな御意見を聞いてみますと、ほぼ五百メートル半径が一番影響が強いだろう。それから順次薄れていくわけでございますが、さようなものを一度計算してみまして、ほぼ影響度が一番強いところ五百メートル圏内、そういうところでございます。現在の東京都におきます平均的な

数字でございますが、ほぼその範囲の方はお入りになるかと思えば、大体この中に吸収できる程度になるかと思えます。もちろん現実には、置きます場所が平均的なところではございまして、平均と離れますので、また、五百メートル範囲の中の方でも、別にもっと専門的な小売り店になって、自分分はこれで残るとおっしゃる方もございまして、必ずしも五百メートル圏内の者が全部お入りになるということではないのでございまして、そのお入りになるかと思えば入る程度のものと考えているわけであります。しかしながら、その場合に影響度がどの程度であるかというところは、いろいろな見方があるわけでありまして、売り上げがどれくらいそれによって吸収されるかどうかという点を吟味いたしまして、ほぼ私どももいたしましては、五百メートル圏内で影響をお受けになる方たちの店舗の数、それをその中に吸収できるなという見込みを持っておるわけでござい

ます。なお、その場合に影響が全然なければ、これは効果がございせんし、そうかと申して、これが直ちに非常な大きな影響をもたらすような形で設置いたしますことは、これは本来の構造改善というふうな点から申しまして、構造改善だけでございまして、本来全然別の世界にこういうモデルがあつて、それをこらうただけ一番いいわけでありまして、そういうこともできませんので、同じ地域社会の中にこれを持ち込みますわけでございまして、私どももいたしましては、影響が全然ないとは言えない、相当あり得る。しかし、その場合にそれがスーパーの中にお入りになるのはよろしいわけでございまして、どうしても別の理由でお入りになりたくない、また、自分で別にやりたいとおっしゃる方には、繰り返し申しますように、例の五人以上の共同化につきましては、そういう資金が現にすでにございまして、また、個人で店舗と改善なさりたいという御要望につきましても、従来は流通部門には、そういう金が必ずしも十分用意されておらなかったわけでござい

まして、目下中小企業庁と大蔵省等とも相談いたしまして、小売り施設店舗の改造につきまして有利な資金が出せまますように目下努力いたしておりますわけでございます。

○森部陸輔君 あと一点お尋ねしたいと思つて、そうしますと、いまの周辺と同じ同業者には多少の影響があり、あるいはまた思わざるいろいろの影響等も起こるかもしれないが、周辺の小売業者に對しては、低利資金を融資するとか、その他の方法によってできるだけの援助といふことが、救済といふか、そういうことを考える、こういうふうな解釈していいですか。

○政府委員(久宗高君) さようでございます。一番影響の強い五百メートル圏内の方がお入りになるかと思えばこの市場の中にお入りになるような規模で市場を考えておりますので、それによれば全部吸収できるという考え方でございまして、これはあくまで平均的なお話でございまして、それと違う場合もあり得ると思つて、それで、それにスパーマーケットとは関係なしに別にやりたいという方には、先ほど申しましたような施設を用意するように努力をいたしたい。協業化につきましてはすでに資金はあるわけでございまして、個人施設につきましてはも努力をしてみたいと思つております。

なお具体的には、こういうモデルとして発足いたしますものでございまして、影響につきまして慎重な考慮が要りますので、具体的にこれをつくり出す場合には、これはもちろんこの場合には東京都ということになりまして、都におかれましては私も御相談いたしまして、もっともモデルとしてやってみようと思つて、そうしてなるべくこの仕事の効果を期待いたそうとすれば、あまり大きな急激な変動を与えて、いたずらに混乱を巻き起こさないような形で、適当な場所を具体的に選定の場合に考えてまいりたい。また、運営審議会においても強いいろいろな御要望が出ると思つたので、その運営は運営上のよろしきを得たいと思つておるわけでございます。

○森部陸輔君 あともう一点だけ。そうしますと、いまのモデルということは何べんも繰り返して言われたんですが、そうしますと、この二十カ所の成績がかなり適正な価格の形成に役立ち、いわゆる国民生活の安定に寄与することが非常に大きいと、こういうことになれば、東京都内においてもまた二十カ所を増設するとか、あるいは東京以外の他の大都市にも将来これと同様なものを設置する、こういうようなことをお考えになるのですか。

○政府委員(久宗高君) さようでございます。一応スタートでございますので、二十カ所程度を考えておりますが、東京都におきましても、その種の施策が、価格安定のひとつの拠点といたしまして、あるいは構造改善のモデルといたしまして、二十カ所では少し少ないのではないかと、ふうに考えまして、必要があれば若干ふやす必要があるのではないかと、もちろんこれはやってみないとわからないと思つておられます。そういうつもりでおるわけであります。また、他の都市におきましても、同様な、特に過密都市的な要素を持つておられますところにつきましては、そういう必要があるであらうと思つておられます。そういう必要がある場合であつて、その地域に必要があれば拡大していく考えで対処してまいりたいと思つておるわけであります。

○委員長(仲原善一君) ちょっと速記をとめてください。  
〔速記中止〕  
○委員長(仲原善一君) 速記を始めてください。  
○北條簡八君 今日石田委員が質問のところでありまして、病氣をしたので、私がかつて二、三質問をしたいと思つて、委員の出席も非常に少ないし、特に大臣も御出席ありませんから、事務的に事務局に二、三私は質問したいと思つております。  
第一に伺いたいのは、食料品の総合小売市場管理法案、これは申すまでもなく、適正な小売り価格の形成、安定、また流通の合理化を目的として

おることは言うまでもありませんが、要は、低所得の消費者、零細な小売業者、ひいては生産農家を対象として、いずれも歓迎されるものでなければならぬと思うのでありますが、ところが、この法案に対する世論というものは、すこぶる評判が悪いので、この法案に反対する者が非常に多いのであります。で、この法案の内容がだんだんにわかってくればくるほど、反対の陳情も多くなつてきてくるような始末であります。政府としてこの世論の調査について、いままでもどのような検討をされたか、また、その結論としてどういふように考えられるのか、まずもってその点を政務次官から伺いたいと思います。

○政府委員(館林三喜男君) 政務次官の館林でございます。ただいま北条委員から、政府がこのたびスーパーマーケットの管理法案を出しましたのであります。まあこれは消費者大衆はもろんでございませうけれども、一般の零細小売業者あるいはまた生鮮食料品の生産者、そのようなものがすべて歓迎すべき性質のものでなければいけないという御趣旨ごもつともあります。やはり一つの法案を出す場合には、各界、各方面のすべての人が満足いくというようなことが、これが理想だと思つて。ただ、今日政府といたしまして、また社会的にも、最大の問題は、これは消費者物価をどうして抑制するかというこの一手にかかっていると思つて。しこうして消費者物価抑制のためには、まあ生鮮食料品の価格を安定させるということが一番大事なこととございまして、さうな立場から、いままでも標準小売店という新しい小売り制度をつくりましたが、今度さらにそれに加えまして、スーパーマーケットの制度をつくらなければなりません。今日非常に日本の、御承知のとおり、流通機構と申しますか、小売り機構と申しますか、複雑多岐でありまして、しかも必ずしも合理化されているとは言いがたい、また、近代化されているとは言いがたい、さうな中で生鮮食料品の価格を安定させるということは非常に困難でございまして、さういふ意味で、必ずしもこのスーパーマーケットをわずかに二十カ所ぐらいつくりまして、直ちにここに小売り制度というものが合理化されるということまで、大それた考えは持ちませんが、ただ、モデル的に、提示効果と申しますか、そんな意味でつくつたわけにございまして、少なくとも消費者といたしましては、ある程度、この点につきましては相当賛成していただけると思つて。また、これによりまして非常に小売業者に対して重大な打撃を与えらるゝということも考えておりませんので、やはり小売業者といたしましては、いつかはそんな意味で合理化されなくちゃいけないし、近代化されなくちゃいけない、そんな意味で、そして先駆的な役割りを持たせたいという意味で、この法案は非常に意義があると思つております。

なお、世論調査ということもございませうけれども、もちろん一部の方におきましては必ずしもこの法案に賛成されないことも聞かれておりますけれども、やはりこれは消費者と生産者あるいは販売業者との間に利害が必ずしも一致することがあり得ないわけにございまして、大体的大衆観察からやはりこの法律案は社会的な立場から見て、全体的な立場から見て、必要だと、かような気持ちで提出した次第でございまして。

○北條備八君 そうしますと、一般の世論といたしましては賛成しているものが多いと政府のほうでは見ておられるんでしょうか、どうでしょうか。

○政府委員(館林三喜男君) 世論と申しましていろいろ、消費者の立場からの世論、あるいはまた生産者の立場からの世論、あるいはまた小売業者の立場からの世論、あるいはまた小売りに賛成していただけると思つて。また、小売業者の立場から申しても、これによって小売業者の権益を非常に強く圧迫する性格の強い法律案じゃないと思つて。先ほど申し上げましたように、今後の近代的小売業者のあり方という立場から、モデル的につくつたというわけにござい

ますから、やはり今後としてはかような経営の状況をさらに改良して、小売業者の方々もやけないうちの経営方式を改めたいかななくちゃいけないというふうなことがいつかはわかつていたでるでしょうし、いつかはまた、小売業者の反対の方もおられるでしょうが、そんな方御理解していただけるだろうと私は考えております。

○北條備八君 まあ小売業者のあらゆる団体

が、これは申すまでもなく反対しておるのでありますが、中小企業にみんなそれが関係しておるのでありますが、中小企業は御承知のとおり非常なたくさんの方の数でありまして、おそらく二千万をこすんじゃないかと思つておりますが、さういふものが反対しておると、やはりこれは消費者でありまして、結局二千万以上の消費者が反対して、さういふことにも結論されるわけだと思つて。また、だいたい前からこのスーパーマーケット法案というものは国会で審議されていることも御承知のとおりでありまして、現在でもなおこの法案の内容をよく知らない小売業者がたくさんおられるわけにございまして、まあ生鮮食料品の小売業者、特に組合に關係している組合長、さういふ者に会つて聞いてみましても、この法案の内容をよく知つていない、むしろこちらからいろいろ話してやると、さういふことなら、なおさら内容を知らなければならぬことだということ、なおさら内容を知らなければならぬことだということ、まあ直接関係のあるものには、政府としましては、直接関係のあるものには、どんな方法で、また、どの程度の認識をさせたつもりでおられるのか、その点について一応伺いたいと思つて。

○政府委員(館林三喜男君) まあ日本の小売業者、生鮮食料品関係の小売業者二千万とおっしゃいましたが、おことばを返すようございませうけれども、私は必ずしも二千万の小売業者がこぞって反対されているということは考えておりません。もちろん東京に二十カ所つくると、その周辺の方々は反対されるということにかわか

りませんけれども、しかし、冷静に考えますと、そこに一定の場所をきめてスーパーマーケットを開く、しかし、その周辺の方々がスーパーマーケットにお入りになつて営業していただくわけにございまして、ただ管理会といたしましては、土地を買ひ上げ、建物をつくり、さうして管理事業だけをやる、あとは周辺の小売業者がそこに入つて、それぞれ合理的な経営を営むわけにございませうから、私は必ずしも周辺の者は反対されないのじゃないか、また長い目で見ますと、やはり今後の小売業者のあり方といたしまして、相当合理化していただかなかつたならば、激しい競争の中には耐えることができないのじゃないか、そんな競争にうちかつたためには、やはりこんな経営がいろいろあるところ、パイロット的な意義があるところ、おおいにこのマーケットが成り立ち、成長いたしますと、やはり全国の小売業者の方々も十分に御理解していただけるだろうと思つて。私は確信しております。

○北條備八君 先ほど森部委員からいろいろ質問がありましたが、その中で、総合小売りに入る者は五人以上の共同経営のモデルを示すのだというふうに向つたのでありますけれども、この市場に入居する小売業者は、各業種別に組合とか、あるいは会社とか、さういふものをつくつて経営の形をとらせるでございませうかどうか。

○政府委員(久宗高君) いま御質問の中に、先ほど森部委員にお答えした五人以上云々という問題がございまして、これはスーパーマーケットではございませうが、いまかりに、五人以上の方が共同してスーパーマーケットみたいなものをつくりたいとおっしゃいますときに、さういふものをつきましては、高度化資金のほうで無利子の金を貸し付けます用意がございませうという点を申し上げたのであります。したがつて、これはスーパーマーケットにお入りにならない方が別におつくりになる場合のことを申し上げたわけでありませう。スーパーマーケットそのものにつきまして

は、前回にもたしか申し上げたと思うのでありますが、理想の形といたしましては、単一の経営体が合理的であると思しますので、そういうふうにお話が始まれば、一番それが望ましいと考えておりますけれども、ただ、これはなかなかお話しがたいことではございまして、いきなり一つの経営体にお話が始まるということは、これは非常に特殊なケースにあるいはなるかと思ひます。そこで、私もどなたかお話をしまして、そういう形がもしとれば、一番経営としてはいいと思ひますけれども、非常に無理にそういう形に、それでなければいけないというふうにはこれはできないと思ひます。そこで、具体的には青果なり、あるいは生鮮なり、そういう部門によりまして幾つかにわかれるということ、これはやむを得ないだろう、ただ、それをおやりになって御経験を積まれば、各部門をさらに一本にしたほうが、全体としての市場運営としては有利なことだと思ひます。におわかりになってくれば、さらにそれが一本になるということも期待するということではございまして、決して最初から一本でなければいけないというふうには、無理をする必要はないと思ひます。ただ、一つの部門で申しませば、やはり売り場もばらばらではこれは意義がございませんので、一つのレイアウトの中で一本で経営されるのが一番望ましいわけではございまして、少なくとも部門につきましましては一本になりますように、これは突っ込んでお話し合ひをいたしまして、でも、したほうがよるしいのではないかとこのように考へております。

○北條八君 そうしますと、なんでか、八百屋なら八百屋、魚屋なら魚屋そのものだけは、三店なり五店なりが共同の経営をするという形をとらせるわけですね、一軒一軒ばらばらに店を並べるわけじゃないに。

○政府委員(久家高君) 名店街みたいになつてしまつてはどうも意味がないと思ひますので、やはり一つの部門におきましては少なくとも一本になることが望ましいと思ひます。ただ、その場合に

おきまして、最初のスタートのときから、はっきりそういうふうになるかどうか。若干やつてごらんになって、相当数の方が一本になるうとおっしゃつて、そして若干の方がどうもそれは困るといふようなお話しがございました場合には、具体的な場所がすでにうまくまつておるわけではございまして、お入りになる方が、いまは共同化のほうに踏み切つておられないでも、お入りになることが望ましいし、客観的に見ても入つたほうにしがかるべきだといふような場合に、これは若干時間の猶予を置いてもお話し合ひがついて一本になつたほうがいいのではないかと。これは具体的な指導の段階で考えてまいりたいと思ひます。繰り返し申し上げますが、望ましいのは、やはり一本でスタートなさるのがスーパ一の運営としては一番よろしいと思ひます。それを非常にきついで最初から強制することがよるしいかどうか。それは具体的な場所がまかりました場合に、その方とお話し合ひできめていつたらいいと思ひます。

○北條八君 そうなりますと、共同経営ということになりますと、役所の仕事みたいなことになつてしまふ。各商店がいま商売意欲を燃やしてゐるというの、結局自分がいる仕入れを安くして、そしていい品物をお客さんに売つて、そしてお客さんから喜ばれるということが一つの商売意欲になりましてやつておるのですが、もしも共同経営で共同計算になつてしまつたなら、働く者がなくなつてしまふ。また、それがために人手が減るから安く売れるじゃないかと。今度、商売意欲というものがなくなつて、そういうことならその店に入りたくないといふような者が非常に多いのじゃないか。現に、現在のスーパーを見てもいろいろのな業種がありますが、いままで業種別にやつてゐるのは、ほとんど個人の資力のある者が一人でやつておるというのが多いわけですね。ですから、おそろくこういふことをしてもはたしてその希望者があるかどうか。もしあるとしても、零細な小売り店はそういう共同経営みたいなことを好んで

やる者はほとんどないのじゃないか。一部の比較的有力な、また資産的にもしつかりした零細でない小売り店が結局こういうマーケットに入るのじゃないかという心配があるわけですね。その点については、政府のほうでは希望者はほとんどあるものと思つておられますかどうでしょうか。そのお見込みはどうでしょうか。

○政府委員(久家高君) 御指摘のような共同化一般に伴ない御批判があると思ひます。特に小売りのような場合に、その特色を生かされて専門的にやつていこうといふような方もあり得るわけではございまして、おっしゃるような問題は確かにあると思ひますが、ただ、非常に特殊な店として個別にやつていける方、また、相当規模が大きくて現在の体制のままでもおやりになれる——いろんな層があると思ひます。いわゆる平均あるいはそれ以下のところで、一般的に考えました場合に、一番苦しんでおられますのは、やはりそういう家族経営で労働力がほとんどなくなつてまいります。市場関係もほとんど変わつていくという中で、いまのままの体制では、先々行つてどうなるか見当がつかないという方々、先方が、私は層としては相当多いのではないかと申すのです。そういうところを特に私どもといたしましては対象にいたしたいと申しますか、この中に組み入れてまいりまして、また、こういうモデルがあることによりまして、やるうと思へば御自分たちでもできるという姿を示してまいりたいというものが本来の気持ちでございます。ただ、いまの共同化を進めよう場合に、したがひまして、どうしてもそれでいやだといふ方は、これは強制するわけにももちろんいきませんし、これはあくまでもモデルでございますので、先ほど申しましたように独自の道をお歩きになるならば、それはそれなりに私どもとしては援助したいと思つておるわけですが、この総合小売り市場に入つてこられましては、これを設置した意義は、やはりそういう形の共同経営で、近代的な経営で大規模な経営にしてやつていこうというのがたて

まえてできておるわけでありまして、お入りになつた以上は、やはり共同化の線をやつていただくのが本来の姿ではないだろうか、ただ、個々の店をお入れするのであれば、それだけの国費を使い、あるいは公共的な援助をいたしましてやる意味は必ずしもないのじゃないかといふふうにお考へております。

○北條八君 私はその点が非常に危ぶまれるわけではあります、先ほど森部委員のほうからの質問に対して、このマーケットに入店しても必ずしも特別の恩典はないのだといふことも伺ひましたのですが、そうならば、管理会が単にコンサルタントだけの役目で、そのほかの恩典はないのだといふことになれば、何も農林省が乗り出して管理会をつくらなくてもいいのじゃないか、これはむしろ一千万の都民を預かつている東京都が、現在もありますが、公設市場をもつと完備増設して、それで農林省は外部から指導あつせんをして、それで財政的の援助助成をしてやればいいのではないかと。この管理会がこういうところまで乗り出してやるからには、どういふ特典があるのか、その点を私どもよくわからないのですが、その点をもう一回、どういふ消費者にとり、また入つた者にとつて利益があるのか、恩典がないとすれば必要ないと思ふのです。

○政府委員(久家高君) 先ほどの、恩典があるなしということよりも、森部委員の御質問は、何か特別な他と違つた有利なかつこう、有利な融資でありますとか、あるいは補助でありますとか、そういうものがかりにあつたのではモデルとしての意味がないのじゃないかといふ質問だつたので、そこで私のほうは、ここにお入りになる方に特別な補助をするなりなんなりいたしまして、その結果たとえば安くできるとか、したがつて、よく売れるとか、そういうふうなことで恩典がいくつあるのか、そういうふうなことを恩典がいくつあるのか、そこにお入りな小売の方が入られるのを前提としておられますので、この管理会をつ

て、お入りな小売の方が入られるのを前提としておられますので、この管理会をつ

て、お入りな小売の方が入られるのを前提としておられますので、この管理会をつ

て、お入りな小売の方が入られるのを前提としておられますので、この管理会をつ



くりまして、それによって特別な補助をその方にして、それなるがゆえに、その方がほかのお方よりも有利にできるのだというようなことは考えませんで、この施設を使って経営を合理化することに よりまして、一般的に小売価格を下げるような引き下げ余力が出てくる、あるいは経営構造がよくなるということももちろん期待しておりますけれども、その方に特別な補助を与えたために、よきよりうまくいきますということにはしないという点を申し上げたわけでございます。したがって、ねらいといたしましては、再三申し上げておりますように、価格それ自体の低位安定と、それから構造改善のモデルを示すことになるわけでございますが、まず、消費者のほうからいえば、物価が、一番問題になっております消費者に つながります小売りの構造改善が進むということによりまして、長期的に小売り価格の安定を期し得るということが考えられておりますし、また、一番当事者でございます小売り業者そのもののほうにつきましては、どうも個人ではなかなか、踏み切って共同化がしたいし、規模も拡大したいけれども、できにくいという場合に、ここにお入りになって、この施設を使いながら経営合理化をはかっていくこともできますし、また、何らかの事情でここにお入りにならない方は、このデータを ごらんになって、御決心がつけば、数人の方が御相談になつて、こういう施設をつくろうとすれば、ここに施設がございすからということと、そういうような結果としての効果というものはもちろん考えられるわけでございますが、それなるがゆえにこれだけの提案をいたしておるわけでございす。ただ、繰り返し申し上げますように、特定な、ここにお入りになる方に特別な援助をして、それだからよきよりうまくいくというように形でないように、そこには十分な配慮を払ったつもりでございます。

なお、東京都と私どもの関係でございますけれども、やはりこれは個別な店舗の改善というよりは、小売り業全体の構造改善に関する一連の施策

でございますし、物価対策の、生産から消費に至る一連の関係で持ち出したわけでございます。具体的には東京都では始めることになると思いますが、東京都自体についていけば、いろいろお考え方ができると思ひますが、私どもとしましてはやはりこれは一つの全国的な体制の中で、特に小売り段階に非常に問題のありまるところに、必要があればこれを拡大していきながら、全体としての物価対策、特に小売りの構造に 関するような問題でありますので、私どももこうい う形で作業いたしまして、都と御一緒に相談しながらやれるような形に特別な考慮を払ひまして、まあ特殊な規定を入れてございすますが、そういう意味でございす。御一緒にやってみようという ことを考えております。

○北條八君 そうしますと、なんですね、入店希望者が多くあるということは、結局そこに入つて利益がよければならないという結論になるわけですが、この管理会法案が実施できれば、その市場では、先ほどもお話しがございましたように、普通の店よりも一割ぐらいは安く売れるのだと、その根拠はどういうところにあるのですか。特に農林省が乗り出して管理会をつくつたために一割 安くなるというその根拠はどこにあるのですか、もう一回。

○政府委員(久宗高君) 先ほども若干触れましたけれども、結局ねらいといたしましては、この総合小売り市場によりまして、経営方式の近代化と仕入れ方法の合理化というその商売のやり方そのものによりまして、少なくとも一割程度の価格引き下げ余力がこの合理化の中から生まれてくるというふうな考えをおるわけでございす。その内容といたしましては、繰り返し申し上げますが、一割の基礎といたしましては、主として経営の合理化の点でセルフサービスなり、チェックアウト、あるいは全体の総合的なレイアウト、あるいは近代的な経営方式の採用によりまして人件費等、その他所要経費の節減、計数的にいろいろ御説明できるわけでございすけれども、それを要

約いたしますと、そういう関係でほぼ六割、それから仕入れの合理化によりましてほぼ四割という ことで、二割程度のものは私どもの計算によりましても十分に価格引き下げの余力が出てまいるとい うこととございす。もちろんこれは直ちにすぐ一割引き下げののがいかがどうか、その段階で余力としては生まれてまいりませんが、全体に及ぼします影響なり、この経営の進捗度合いなりを見まして慎重に検討すべきだと思ひますけれども、計算上の余力といたしましては、いまの新し い方式の採用ということによりまして、少なくとも一割程度の軽減はできるというぐあいに考えて おるわけでございす。

○北條八君 いまのお話でありますけれども、仕入れを一括して大量にできるから、それで四割程度安くなるのだ、また、チェックアウトとか単 品化とか、あるいはそういうような経営の近代化 によつて六分ぐらい安くなると、合わせて一割ぐ らい安くなるのだというお話ですが、一括仕入れ、 大量仕入れで必ずしも安くはならない場合がある と思うのです。品物の少ないときに大量仕入れ をするというときは、結局かえつてよけい金を出 さなければ取れないという場合もあつて、ま た、チェックアウトのスーパー方式によりまして、ま ば人件費も減つてくるだろうし、まじょうけれど も、しかし、いろいろ聞いてみますと、それには 相当手数もよけいかかるし、また、非常に万引き みたいなものが多いのです。ですから、ロスの うちのほとんど八〇％は万引きだというやうなこ とも聞いておりますし、また、いろいろそれを取 り締まるには人も減らせないと、かえつて手がよ けいかかる場合もあるということも聞きます。す ずから、これは一概に机上でもって、大量仕入れ だから安くなる、また、チェックアウトその他の 近代化をやれば安くなるというふうなことは、非 常に考えが甘いんじゃないかというふうな考へる のです。で、現在も大阪でやつてゐる小売り公設 市場、これなどが非常に評判がいいわけでありま すが、店代といひますか、安いのです。そういう

ような恩典があるからこそ安く売れて評判がいい ということも聞くのであります。単にいまの チェックアウトその他の近代化、仕入れの一括大 量仕入れで安くなるなどということだけではなし に、やはり何かそこに特典といひますかね、そう いうものがなければ、そう甘く考へることは危険 じゃないかというふうな思ひです。大阪の公設 市場の例なんぞも聞いてみますと、あそこには三 十四店舗ぐらいあるやうであります。そのうち の二カ所なんぞは非常に設備がよくて、暖冷房がつ いてりっぱな市場だやうであります。私は見たこ とはないのですが、そして価格も非常に安く、 サービスもよくて、非常に評判がいいということ は、結局その原因は、暖冷房などのついていない 普通の店で、一軒一カ月五百円ぐらい貸して いるやうです。それから暖冷房のついていない店は一 カ月二千円ぐらいで——一軒です、一坪じゃない のです、そんなもんで貸してゐる。ですから、そ ういうやうな恩典があればこそ安く売れるんだと いうふうな聞いておりますけれども、この点私は 非常に、いまお話を伺つただけでは、なかなか 一割など安く売れないんじゃないか、また、した がつて入店の希望者もこつちで考へてゐるやうな ぐあいに、特に零細な小売店はとも希望者は ないんじゃないかというふうな思ひます。

その点はそのくらいにしておきまして、もう一 点伺ひたいのは、現在スーパーマーケットと言つ ておりますけれども、これの定義はいろいろある と思ひます。で、今度の管理法案のスーパー マーケットなんというのは、扱ふものが生鮮食料 が七〇％というやうなことでありますから、普通 のとはちよつと違ふと思ひます。売る商品の品 目の範囲にもよりまして、また営業の形式 で、すね、いわゆる一企業体でやるのか、あるいは 業種別企業体でやるのか、いろいろ違ひましょ うけれども、こういう定義というものは大別すれば どんなんふうに分けられるんでありましょか。現 在東京都にありまますスーパーマーケットというものは、どんな程度に分けられるんでありましょか。

か。ついでに、都内にスーパーマーケットと称する店舗が幾つぐらいあるんでしょうか。お調べになつたものがあれば伺いたいと思います。

○政府委員(久宗高君) スーパーのこまかい分類と、その数字につきましては、担当課長のほうから数字を申し上げさせていただきます。私どもは、これは考え方をいたしました。私どもは、これはスーパーマーケットという呼称がついておりませんが、品物を限定してあるわけでございませぬ。食料品に限定してございませぬ。その物の価格政策の一環として、さらに構造改善をねらうというふうな欲ばつた考え方をしているわけでございませぬが、いわゆるスーパーマーケットなり個別企業でまいります場合、特に私どもがこれを緊急に急ぐと考えておりますのは、本来言われておりますスーパーマーケットは個別資本、しかも相当大きな資本によりましてほとんどつくられてきて、そしてこの場合には、生鮮食品そのものが目的ではございませぬ。別途の営業方式に基づきまして、その一環として生鮮食品がかりにおとりの的に使われるというふうな問題があるわけでございまして、小売業者に対しまして影響は全く違つてございませぬ。これができました場合の周辺の小売業者は、文字どおりそのあふりを食うわけでございませぬので、ほうっておきますと、これがほとんど数からいってもふえてまいりますし、また、主要な場所を占拠していくというふうな事態で、そういう意味からも、時間的にもこれはあまりおくれをとってはならないというふうな考えをもちまして、むしろそういうことではなくて、固なり公共団体がバックいたしました。それにかわつて施設をつくつて、そして他のスーパーマーケットの場合には、むしろ小売業者が排除されるわけでございませぬが、この場合にはその主体に、その関係の小売業者の方をこの中に入れて、入れものをこちらがつくるということを考えているわけでございまして、いわゆるスーパーマーケットとはある意味では本質的に違つてはどうかというふうな考えをおつたわけでございませぬ。

の、数と分類につきましては、担当課長から説明をいたさせます。

○説明員(鈴木一美君) 数の点につきまして御説明申し上げたいと思つております。これは三十八年の十月現在でございます。これは日本機械協会の資料によりまして、そして人口十人以上の百二十六都市について、年間一億円以上のセルフサービス実店舗、こういうものを一応スーパーマーケットとして調査いたしました。三十八年に累計七百四十一でございます。それから、これは三十一年以降順にふえておりますが、特に最近三十六年、七年、八年の増加率は非常に多いような状況になっております。

その次に、分類でございますが、いわゆるスーパーマーケットといふものにつきましての定義、先生のいま定義いかんというお話でございますが、完全なる定義というものはなかなかむずかしいのでございませぬが、通常言われておるのは、いわゆる食料品を主体として、しかも主としてセルフサービスをやつておる店であつて、年間売り上げ高一億円以上、こういうものを一応スーパーマーケットと言つております。その次に一億円未満のもの、これをスーパーレット、そして今度は衣料品主体のものを、いわゆる衣料品の販売額が八〇%以上の店舗は一応衣料スーパーと言つておるようでございませぬ。そして、以上のほかに、日用雑貨を主とするもの、こういうふうなものもございませぬ。それで、いろいろスーパーマーケットという定義につきまして、現在のところ、いわゆるこういうものであるという定義は、定義として一応言われておるのは、大体年間一億円以上の食料品を主とするものが一応スーパーマーケット、こう言われておるような状況でございます。

六十八、こういうふうになつております。

○北條篤八君 いまのは三十五年ですか。

○説明員(鈴木一美君) 三十七年でございませぬ。

○北條篤八君 最近はないのですか。その後非常にふえておるわけでしょうか。

○説明員(鈴木一美君) 公の調査というのははつきりしたのではありませんが、ふえております。

○北條篤八君 東京商工会議所の調べで、三十九年の四月ですが、千八百九十五店となつております。三十九年の十一月、これはある金銭登録機械株式会社調べですが、これはもう非常にまたふえて、四千二百十三店になっております。

○説明員(鈴木一美君) 東京都だけでございませぬか。全国ですか。

○北條篤八君 これは全国ですか……。

○説明員(鈴木一美君) 全国だと思つております。そしてさらに、いわゆる一億円未満のものも全部含んでおるんだらうと思つております。

○北條篤八君 そうすると、東京だけでは一億円未満のものを込めてですと、全体でどのくらいになるのですか、三十九年は。

○説明員(鈴木一美君) 三十七年で六百六十八でございまして、その後の最近の新しいそういうふうな公のものもございませぬものから、まだ把握されない状況でございます。

○北條篤八君 昨年までほとんどふえてきて相当の数になつておると思つておりますが、昨年から今年にかけてスーパーが非常に倒産が多いわけですか。これはまあ中小企業のいわゆる倒産が多いのでありますから自然そうなるかもしれませんけれども、この倒産の数なんというものが、当局としては調べておられると思うのですが、その材料があまり明らかにお知らせ願ひたいと思つております。

○政府委員(久宗高君) 最近の倒産の事情で、スーパーそのものの数字はいま持ち合わせがございませぬので、できるだけお答えいたしたいと思つております。ただ、私どももいまのおおねと関連いたしまして、スーパーの数が傾向的にはふえておりますけれども、中にはいわゆる泡沫スーパー

と申しまして、やつてすぐ消えてしまふというふうなものもございませぬ。そこで、一番私どもが問題にしておりますのは、むしろそういういわゆる小規模なスーパーで、できたり消えたりするもの問題でございますけれども、やはり一番組織的に相当大きな資本で、しかも地理的には非常にいい条件のところ、いわゆる戦略地点というふうなところをほとんどとらえて、いわばそういうふうな大規模な、その企業が企業目的との関連におきまして、いわゆるスーパーを経営しているという傾向が非常に強くなつておるよう思つてございませぬ。この場合には、小売業に対しては非常に具体的な影響がございませぬし、その傾向が非常に顕著でございませぬし、かりにこちらで金融その他で裏打ちをしてやる場合におきまして、地域としても若干干渉するような場合がございませぬので、最近の傾向といたしましては、最近そういうところをほとんど進出してまいりまして、それによつて具体的に小売業者がともに影響を受けまして、つぶれていくというふうな事情は放置できないというふうな考へておるわけでございませぬ。これもスーパーと言つておられますけれども、決定的な違いは、片方は私的な資本でございまして、こちらはそういうふうな場合に、むしろ被害を受けます小売業者がこのスーパーの経営の主体であるということでございます。繰り返して申しますように、管理会そのものが後見的なバックとして、経営そのものにつきましては後見的なバックでございませぬが、経営の主体はあくまでここに入居される小売業者そのものにあるという点で、やはり一般のスーパーと決定的に違つてございませぬ。

○北條篤八君 これは通商産業省の企業局で調べたものでございませぬけれども、昭和三十七年に倒産したスーパーは四十四店舗ある。そうしてその総負債額が二十二億六千九百万円。それから三十八年が五十九店舗にふえておる。その総負債額が四十一億四千二百万円。それから三十九年度はぐつとまたふえて、百七十五店舗、百二十七

と申しまして、やつてすぐ消えてしまふというふうなものもございませぬ。そこで、一番私どもが問題にしておりますのは、むしろそういういわゆる小規模なスーパーで、できたり消えたりするもの問題でございますけれども、やはり一番組織的に相当大きな資本で、しかも地理的には非常にいい条件のところ、いわゆる戦略地点というふうなところをほとんどとらえて、いわばそういうふうな大規模な、その企業が企業目的との関連におきまして、いわゆるスーパーを経営しているという傾向が非常に強くなつておるよう思つてございませぬ。この場合には、小売業に対しては非常に具体的な影響がございませぬし、その傾向が非常に顕著でございませぬし、かりにこちらで金融その他で裏打ちをしてやる場合におきまして、地域としても若干干渉するような場合がございませぬので、最近の傾向といたしましては、最近そういうところをほとんど進出してまいりまして、それによつて具体的に小売業者がともに影響を受けまして、つぶれていくというふうな事情は放置できないというふうな考へておるわけでございませぬ。これもスーパーと言つておられますけれども、決定的な違いは、片方は私的な資本でございまして、こちらはそういうふうな場合に、むしろ被害を受けます小売業者がこのスーパーの経営の主体であるということでございます。繰り返して申しますように、管理会そのものが後見的なバックとして、経営そのものにつきましては後見的なバックでございませぬが、経営の主体はあくまでここに入居される小売業者そのものにあるという点で、やはり一般のスーパーと決定的に違つてございませぬ。

と申しまして、やつてすぐ消えてしまふというふうなものもございませぬ。そこで、一番私どもが問題にしておりますのは、むしろそういういわゆる小規模なスーパーで、できたり消えたりするもの問題でございますけれども、やはり一番組織的に相当大きな資本で、しかも地理的には非常にいい条件のところ、いわゆる戦略地点というふうなところをほとんどとらえて、いわばそういうふうな大規模な、その企業が企業目的との関連におきまして、いわゆるスーパーを経営しているという傾向が非常に強くなつておるよう思つてございませぬ。この場合には、小売業に対しては非常に具体的な影響がございませぬし、その傾向が非常に顕著でございませぬし、かりにこちらで金融その他で裏打ちをしてやる場合におきまして、地域としても若干干渉するような場合がございませぬので、最近の傾向といたしましては、最近そういうところをほとんど進出してまいりまして、それによつて具体的に小売業者がともに影響を受けまして、つぶれていくというふうな事情は放置できないというふうな考へておるわけでございませぬ。これもスーパーと言つておられますけれども、決定的な違いは、片方は私的な資本でございまして、こちらはそういうふうな場合に、むしろ被害を受けます小売業者がこのスーパーの経営の主体であるということでございます。繰り返して申しますように、管理会そのものが後見的なバックとして、経営そのものにつきましては後見的なバックでございませぬが、経営の主体はあくまでここに入居される小売業者そのものにあるという点で、やはり一般のスーパーと決定的に違つてございませぬ。

と申しまして、やつてすぐ消えてしまふというふうなものもございませぬ。そこで、一番私どもが問題にしておりますのは、むしろそういういわゆる小規模なスーパーで、できたり消えたりするもの問題でございますけれども、やはり一番組織的に相当大きな資本で、しかも地理的には非常にいい条件のところ、いわゆる戦略地点というふうなところをほとんどとらえて、いわばそういうふうな大規模な、その企業が企業目的との関連におきまして、いわゆるスーパーを経営しているという傾向が非常に強くなつておるよう思つてございませぬ。この場合には、小売業に対しては非常に具体的な影響がございませぬし、その傾向が非常に顕著でございませぬし、かりにこちらで金融その他で裏打ちをしてやる場合におきまして、地域としても若干干渉するような場合がございませぬので、最近の傾向といたしましては、最近そういうところをほとんど進出してまいりまして、それによつて具体的に小売業者がともに影響を受けまして、つぶれていくというふうな事情は放置できないというふうな考へておるわけでございませぬ。これもスーパーと言つておられますけれども、決定的な違いは、片方は私的な資本でございまして、こちらはそういうふうな場合に、むしろ被害を受けます小売業者がこのスーパーの経営の主体であるということでございます。繰り返して申しますように、管理会そのものが後見的なバックとして、経営そのものにつきましては後見的なバックでございませぬが、経営の主体はあくまでここに入居される小売業者そのものにあるという点で、やはり一般のスーパーと決定的に違つてございませぬ。



億六千万円というふうに出ておりますが、この三年間で四倍にも倒産がふえています。むしろその倒産の原因はいろいろ、金融の引き締めそのほかいろいろありましようが、まあ放漫経営、それから過小資本、資本が少なく、また、人材難でむりな経営をしておるといふようなことが多いというふうなことになると思います。このようなことを考えますと、ことしの中小企業白書を見ましても、一時はスパーをやれば何でももうかるかといつて、スパーのブーム時代がありましたけれども、ことしの白書では、スパーの反省期ということをはっきり指摘しております。金融機関でも、最近スパーに対して非常に警戒したというふうなことも聞いておりますが、こういうふうな際に、いわゆる官製スパーといひますか、武士の商法でありますこの官製スパーに踏み切ることが非常に危険じゃないかといふふうに思うのでありますが、これに対して政府としてどういふふうな考えられておりますか、確たる自信が御ありであるのかどうか、政務次官からひとつお答え願ひたいと思ひます。

○政府委員(館林三喜男君) いま北條先生から詳しく統計がお話がありましたとおり、従来、スパーがすべてやったらもうかるというので、あちらこちらに続出したことは事実でございます。しかし、それはいろいろ企業の経験とか、あるいは仕入れのほうがうまくいかないとか、あるいは販売機構にうまく経験が伴わなかったとか、幾らでも条件があると思ひます。したがって、私も今度管理法でやりますスパーにつきましても、ぜひそんな点につきましても十分にひとつ改めていきたい。さような意味で、先ほど北條委員からお話がありましたように、共同化する、ほんとうに創意、くふうということを抑制するためによくいかないじゃないかといふお話をございましたけれども、しかし、これはあくまでも利潤を求めるといふことにつきまして否定するといふものではございませんので、自由競争という立場から見ますと、利潤の追求は第一点ではないか。そ

ういう意味で共同化の効果をいかしながら、しかも自由主義的な利潤の追求と、両方認めていくということになりますれば、私は、経営はもちろん経営の才が必要でありますけれども、必ずしもこれがよくいかないという見通しは立てていないわけでございます。もちろんこれにつきましてもいろいろ管理法といふことばがあります。ことに、いかに官製的な商売をやるといふことでございます。価格の決定までも管理法でやるということになりますと、これは失敗することはもちろんでございますが、ただ、いわば入れものを提供する、土地と建物を貸して、そしてもちろんある程度の販売等の基準等は設けますけれども、ほんとうにその範囲内におさましてはお互い同士の自由競争を進めて、そして利潤もその合理化の過程において生み出すというふうなことでぜひいってみたいと思つておるわけでございます。

○北條八君 きょうはこの程度で、私質問を打ち切ります。

○委員長(仲原善一君) 以上で、本委員会は本日午後零時十八分散会

三月四日予備審査のため本委員会に左の案件を付託された。

一、競馬法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(衆)

競馬法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

競馬法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

競馬法の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

附則第七条中「昭和四十年三月三十一日」を「昭和四十四年三月三十一日」に改める。

この法律は、公布の日から施行する。

三月五日本委員会に左の案件を付託された。

一、食料品総合小売市場管理法法案反対に関する請願(第九〇九号)(第九一九号)

一、養鶏用二種混合飼料の製造販売停止反対に関する請願(第九三四号)

一、農村の出かせぎ者対策等に関する請願(第九三六号)(第九三七号)(第九三八号)(第九三九号)(第九四〇号)

一、鳥取県大山東部線の低開発森林地域開発森林道調査路線指定に関する請願(第九六四号)

第九〇九号 昭和四十年二月二十日受理  
食料品総合小売市場管理法法案反対に関する請願  
請願者 東京都足立区千住橋戸町五〇関東水産物商業協同組合理事長 老川浩正外七名

紹介議員 柴谷 要君

第四十六、四十七両国会で継続審議となつた「食料品総合小売市場管理法」を、政府は今国会でその成立を図らうとしているが、業界と消費者は強く反対であるから、これを即刻廃案にせられたい。

一、同法案の審議は、農林水産委員会と商工委員会の連合によつて十分に行なうようお願いするとの請願。

理由

一、同法案は、中小企業基本法の精神に反する。

二、農林行政による食料品総合小売市場は、通産行政の共同化等の指導方針と矛盾する。

三、管理会をつくらずとも農林省の農林経済局の中に、「消費者物価対策課(仮称)」を設ければ、それで十分に監督、指導はできる。

四、同法案については、中小企業界全般にわたる審議を行なう必要も当然おこりうることであるから、連合審査会を開くべきである。

第九一九号 昭和四十年二月二十二日受理  
食料品総合小売市場管理法法案反対に関する請願  
請願者 東京都中央区銀座東二ノ八中小企業会館内東京都商店街連合会内 中野喜介外三十名

紹介議員 北村 暢君

この請願の趣旨は、第九〇九号と同じである。

第九三四号 昭和四十年二月二十三日受理  
養鶏用二種混合飼料の製造販売停止反対に関する請願  
請願者 岐阜市木田一、〇四二 谷藤正雄 外二十一名

紹介議員 古池信三君

養鶏に欠くことのできない資材ともいふべき、二種混合飼料の製造販売停止には、絶対反対であるから、ぜひとも継続の措置をとられたいとの請願。

理由

養鶏事業は零細養鶏から大規模養鶏に移行して急激な生産拡大の方向に進展しているが、最近の飼料高と鶏卵価格安により養鶏経営は破滅的打撃を受けている。

養鶏規模の大型化に伴い市販配合飼料の利用度は高まる一方であるが、市販配合飼料は自家配合飼料に比べると一割以上も高いので、本年のような卵価安には市販配合飼料の利用が減り、自家配合に依存する度合いが高くなることは養鶏農家の経営防護策として必然である。

この自家配合に欠くことのできない二種混合飼料(トウモロコシが主原料)は、自家配合全量の半分以上を占める重要な原料であり、また完全競争下の産業として自己利益防護策に多くのきめてをもちたない養鶏農家にとつて、この飼料の存在はまづたくすくい主であるから、二種混合飼料の製造原料に対する関税の減免措置を継続せられたい。

第九三六号 昭和四十年二月二十四日受理  
農村の出かせぎ者対策等に関する請願

第九三六号 昭和四十年二月二十四日受理  
農村の出かせぎ者対策等に関する請願

請願者 千葉市黒砂町七六 鈴木俊輔外十名

紹介議員 野瀧 勝君

経済の高度成長政策によつて農民が出かせぎをしなければ生活できなくなつた状態を改め、出かせぎ者の生活と権利を守るため、左記の立法措置及び行政措置を講ぜられたいとの請願。

一、出かせぎしなくともなりたつ農業を確立し、年間を通じて農業で働き生活できる場をつくること。

二、農業生産面での経営技術指導の拡充、生活相談、青少年教育対策等を充実させ、出かせぎ者留守家族に対する措置を講ずること。

三、基準監督官の大幅増員など労働基準監督行政を拡充して、労働基準法の完全実施を図ること。

四、労働基準法に基づく安全と衛生を保障する宿舍とするため、飯場を全廃すること。

五、公共職業安定所の職員を増員し、窓口業務の改善を図り、職安行政を拡充すること。

六、四箇月以上の出かせぎ者に対し、一箇月一日以上の有給休暇を与えること。

七、失業保険法の改悪を行なわないこと。制度をよくし、五人以下の事業所・農林漁業者にも適用すること。

八、職安窓口での失業保険金給付のしめつけを行なわないこと。

九、すべての働く者に労働災害補償の適用を図ること。

十、別居、二重生活の負担について、国税、地方税を通じ特別経費控除制を設け、税金の減免を図ること。

十一、府県や市町村等の地方自治体が、出かせぎ者と留守家族に対する積極的な措置を講ずること。

十二、社会保障制度を拡充し、本当の最低賃金制を確立すること。

第九三九号 昭和四十年二月二十四日受理  
農村の出かせぎ者対策等に関する請願

請願者 新潟県高田市上真砂町 寺田一男 外十名

紹介議員 杉山善太郎君

この請願の趣旨は、第九三六号と同じである。

第九三八号 昭和四十年二月二十四日受理  
農村の出かせぎ者対策等に関する請願

請願者 秋田県仙北郡千畑村大畑 高橋輝 蔵外十名

紹介議員 大河原一次君

この請願の趣旨は、第九三六号と同じである。

第九三九号 昭和四十年二月二十四日受理  
農村の出かせぎ者対策等に関する請願

請願者 秋田県湯沢市上仁井田 樋渡貞次 郎外十五名

紹介議員 武内五郎君

この請願の趣旨は、第九三六号と同じである。

第九四〇号 昭和四十年二月二十四日受理  
農村の出かせぎ者対策等に関する請願

請願者 秋田県仙北郡千畑村大畑 深沢良 治外十名

紹介議員 稲葉誠一君

この請願の趣旨は、第九三六号と同じである。

第九六四号 昭和四十年二月二十五日受理  
鳥取県大山東部線の低開発森林地域開発林道調査路線指定に関する請願

請願者 鳥取県倉吉市長 早川忠篤外十三名

紹介議員 中田吉雄君

昭和四十年度に低開発森林地域開発林道・大山東部線（関係七市町村）を調査路線として指定せられたいとの請願

理由

大山東部線は、鳥取県中西部関係七市町村の区域にわたり、利用区域面積約二万ヘクタール、林野面積約一万七千ヘクタールに及ぶ低開発森林地帯である。従つて、産業別構成においても第一次産業の比率は非常に高く、道路密度、関係市町村の財政力も著しく低い現状であるので、地域住民の福祉と関係市町村の財政基盤確立のためには、森林資源開発を主目的とした生産基盤の整備が、現下の緊急の課題となつている。本路線の開設により森林資源の開発はもろろん、関連事業の総合計画の進ちよくは期して待つものがある。



昭和四十年三月十五日印刷

昭和四十年三月十六日發行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局